

2月は「化学物質管理強調月間」です

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から全面施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、昨年度から2月に実施することとしています。

今年度は、「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」のスローガンの下、実施していますが、化学物質管理強調月間実施要綱に基づき、化学物質管理が適切になされているか今一度ご確認ください！



厚生労働省 HP

職場の化学物質管理総合
サイト「ケミサポ」**変形労働時間制を正しく運用しましょう！**

変形労働時間制とは、業務の繁閑に応じて、一定期間内で所定労働時間を柔軟に配分できる制度です。代表的なものに、1か月単位・1年単位の変形労働時間制があります。導入するためには、就業規則への定めや、労使協定の締結などの手続きのほか、時間外労働になる部分とそうでない部分を明確に区分して把握することが必要であり、「どの基準で時間外と判断するのか」が分かりにくく、誤った運用が生じやすいのが変形労働時間制の注意点です。変形労働時間制では、まず変形労働時間制のルールの枠内で各日の所定労働時間数を設定し、①1日、②1週間、③変形期間の総枠、の3つの期間で区切って、それぞれ時間外労働が生じているか確認することが必要です。総労働時間数のみで時間外労働時間数を算出することはできません。

誤った解釈で運用すると、時間外労働を正しく把握できず残業代の不払いに繋がるおそれもありますので、導入・運用には十分な注意が求められます。



1年単位の変形労働時間制



1か月単位の変形労働時間制

労働者死傷病報告を遅滞なく、正しく提出願います

労働者が労働災害その他就業中又は事業場内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、電子申請を用いて、労働者死傷病報告で所轄労働基準監督署長に報告することが義務づけられています。

1日でも休業すれば、例え労災保険を使わなくても提出が必要であり、「自費で治療した」「軽傷だった」といった理由で報告を省略することは認められていません。労働者死傷病報告を提出しない未報告、提出遅れ、事実と異なる内容を記載する虚偽報告といった行為は、労災かくしとみなされる可能性があり、罰則の対象となります。

報告期日は、休業4日以上の場合は「遅滞なく」、休業1～3日の場合は「四半期ごとの翌月末日（例：10月～12月発生のものは1月末まで）」です。

労働者死傷病報告の報告
事項が改正され、電子申
請が義務化されました
(令和7年1月1日施行)**外国人労働者の雇入れ・離職の際は届出が必要です！**

ハローワーク佐久管内の令和7年9月末時点の外国人雇用事業所は1,017事業所、外国人労働者は4,695人となっています。外国人雇用状況の届出制度は、法律に基づき外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援等を目的として、外国人労働者＊の雇入れ及び離職の際に、氏名・在留資格・在留期限などの届出について、外国人を雇用する全ての事業主に対して義務付けています（届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合は、30万円以下の罰金の対象となります）。

また、外国人雇用状況の届出に際しては、在留カード又は旅券（パスポート）等の提示を求め、届出に必要な事項の確認をしてください。届出漏れ等が無いよう適切なご対応をお願いします。

＊特別永住者・在留資格「外交」及び「公用」以外の方が届出の対象となります。

厚生労働省 HP
「外国人雇用状況の
届出について」**【編集後記】恭賀新年・新春万福・笑門来福（しょうもんらいふく）**

～年が明けました。冬至が過ぎて、陽が長くなっていき、気持ちが明るくなればよいです。これから、小寒・大寒を迎えます。寒さは続きますが、インフルエンザ予防と転倒災害防止のため、“一歩一歩踏みしめ”願います。

**【発行】**

小諸労働基準監督署

〒384-0017 小諸市三和1-6-22

佐久公共職業安定所

〒385-8609 佐久市原565-1